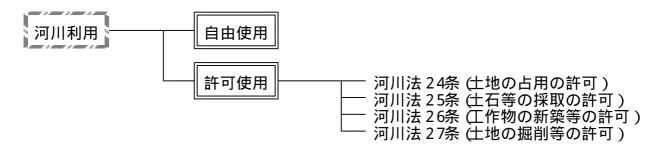
2.河川利用(高水敷利用)

1)自由使用と許可使用

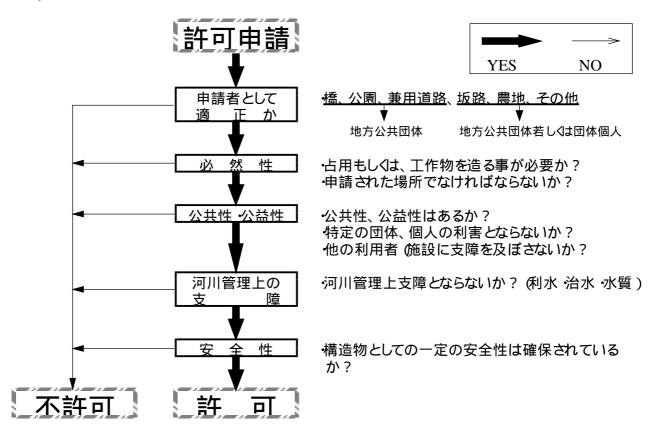
河川利用には大きく分けて自由使用と許可使用が有ります。

自由使用とは説明するまでも有りませんがジョギングや散策、魚釣りといったもので有り、有るがままの状態で個人とか少人数で楽しむもので権利とか義務を負いません。 ただし、川を汚さないとかゴミを捨てない、他の河川利用者や周囲に迷惑をかけないといった社会通念上の最低のルールと自分の行動には責任を持つ事が必要です。

一方、許可使用とは先ほども申しましたとおり所定の様式で申請して頂き、河川法の許認可を得てから行うものであり、審査に当たっては以下の様なフローに基づいて行われます。



2)許認可審查



申請内容により、若干の違い(該当しない項目)はあるが概ね、以上の項目について審査する。